

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成30年9月27日

| | |
|-------|------------------|
| 調達機関名 | 京都府政策企画部文化庁移転準備室 |
|-------|------------------|

| | |
|------|----------------------------|
| 案件名称 | 新行政棟・文化庁移転施設整備に係る基本・実施設計業務 |
|------|----------------------------|

| | | | |
|------|----------|-----------------|-------|
| 候補者名 | 株式会社日本設計 | 総合点 【満点120点】 | 95.15 |
|------|----------|-----------------|-------|

| | |
|-----------------|----------|
| 参加者名称 (五十音順) | 株式会社日本設計 |
|-----------------|----------|

| |
|----------------|
| 選定理由及び候補者の提案内容 |
| 別紙のとおり |

| 外部有識者名 (五十音順) | 所属名及び役職名等 | 氏名 |
|------------------|--------------------------|--------|
| | 武庫川女子大学客員教授、京都工芸繊維大学名誉教授 | 石田 潤一郎 |
| | 京都大学大学院教授 | 西山 峰広 |
| | 大阪芸術大学教授、京都大学名誉教授 | 門内 輝行 |

選定理由及び候補者の提案内容

文化庁の京都への全面的な移転は、平成28年3月に国の「政府関係機関移転基本方針」で決定された中央省庁の地方移転の初の事例であり、地方創生のシンボルとなるものである。

本格移転先庁舎については、国の文化庁移転協議会において現京都府警察本部本館（以下「本館」という。）とすることが取りまとめられたところであるが、同取りまとめにおいて、「（本館は）京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承は文化的価値も高い。こうした公益性を踏まえ、歴史的建造物を保存・活用するという考え（中略）に基づき、京都府が京都市などの協力を得て、文化庁の受入環境整備の一環として移転の規模に応じ、同本館の耐震化も含めた改修・増築を行うこととし、整備後、文化庁は、本庁の庁舎として、（中略）長期的に貸付を受ける」、「今後、設計に向けた準備を行い、速やかに庁舎整備の設計に着手し、工事、庁舎開設準備を着実に進めて、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す」ことが明記された。

以上を踏まえ、この重要な課題に豊かな発想力と確かな技術力をもって取り組み、創造的な解決をもたらす設計者を選定するために、本公募型プロポーザルを実施した。

施設整備の基本・実施設計業務を委託する候補者の選定に当たっては、書面審査（コンセプト提案）、プレゼンテーション及びヒアリング（技術提案）の二段階で審査を実施し、共に外部有識者の意見（採点等）を聴取した。

技術提案については、①歴史的建造物の保存及び景観調和、②歴史的建造物の活用及び将来を見据えた機能性確保、③我が国の文化施策を総合的に推進するための機能及び京都府の中核機関としての機能の確保、という3つの課題に対する提案内容について、的確性・実現性・独創性の観点から評価した。

審査の結果、本業務を遂行する上で必要な能力及び経験を有し、発注者を含む関係者との対話を重視していることなどから候補者を選定した。

候補者の提案では、近代化遺産である本館については、文化遺産として活用し続けるための保存レベルの設定と機能配置を工夫し、最適な耐震壁の配置と耐震補強工法を選択することにより、保存と活用が両立した「生きた文化遺産（リビングヘリテージ）」を実現しようとしている。一方、本館の約2倍の面積を有する新行政棟については、地上6階・地下2階で構成され、地上部分は本館の建物高さと同様の東側3層部分と本館の壁面ラインを踏襲した西側6層部分に分節するとともに、異なるパターンの格子の表情をつけることにより、本館、府庁街区の他の庁舎群、及び周辺の街並み景観に対する調和を図っている。

本館と新行政棟の間には、立体的な吹き抜けの空間が構成されており、新町通から府庁旧本館への景観にも配慮されている。また、エントランスロビー、文化情報発信室等と接続するサンクンギャラリー等が組み込まれたスペースが提案されている。

本館の耐震補強壁については接着工法の採用により、将来的な補強工法変更時における可逆性に配慮し、文化遺産としての価値を守る姿勢で臨むことが表明されている。

新行政棟については、ロングスパンによる大空間とし、効率的な業務を支援するオフィスレイアウトやリフレッシュラウンジの配置による働き方改革の取り組みに貢献する執務環境を提案している。また、文化庁エリアと府庁エリアの動線の分離やセキュリティ区分を明確にすることにも配慮し、利用しやすく管理しやすい庁舎として計画されている。

文化庁が災害対策基本法の指定行政機関であることなどから、地震・水害・インフラ災害に対する十分な備えが求められる。そのために、堅牢で合理的な構造形式による安全性の確保、地下の浸水対策、エネルギーセンターの機能継続性確保、庁舎としてのBCPに配慮した環境配慮型技術の導入といった技術的な提案がなされている。

さらに候補者の提案には、庁舎建築の実績の豊富な組織事務所、デザイナー・アーキテクト、保存活用設計スペシャリストが協働し、京都府、文化庁等の関係者が話し合う場をつくり、対話型の設計プロセスを展開することが含まれている。

なお、この提案内容にはいくつかの検討すべき課題が含まれている。

特に重要な課題は、本館と新行政棟の関係、及び新行政棟における文化庁エリアと府庁エリアの関係をどのように設計するかという点である。本館と増築部の文化庁部分については、政府機関庁舎にふさわしい独立性・シンボル性の確保に配慮することが求められているからである。また、エントランスについても、本館と増築部のバランスの観点から検討する必要がある。さらには、本館と増築部の一体的利用に対する配慮が求められる。これらの課題については、二次審査で外部有識者から指摘があり、候補者からは、関係者との対話を重視し、柔軟に対応するとの回答がなされた。

今後は、設計者、京都府、文化庁、有識者等を含む対話の場を設け、関係者が一丸となって本事業に取り組むこととする。